



平成27年10月2日

石巻市長 亀山 紘 殿

石巻市男女共同参画推進審議会
会長 浅野 富美枝



平成26年度における石巻市男女共同参画基本計画の進捗状況に関する成果に対する
意見（評価）について（回答）

平成27年8月7日付け石地協第83号によって依頼されたこのことについて、本審議会において審議いたしましたので、石巻市男女共同参画推進条例第21条第2項の規定に基づき下記のとおり回答いたします。

記

1 平成26年度取組実績・成果に対する評価

(1) 重点課題（6項目）の取組成果 ⇒『概ね妥当』

①施策の方向（21項目）に対する評価

推進したと評価する項目・・・・・・・・4項目

現状と評価する項目・・・・・・・・17項目

後退したと評価するもの・・・・・・・・無

②推進したと評価する項目（4項目）

《重点課題1-(5)「市職員・教員への意識啓発の強化」》

・男女共同参画は多様な分野にわたるため、担当課職員のみならず、全市職員・教員が男女共同参画の視点をもって仕事に取り組むことが必要である。平成26年度は研修への参加者を増やすために啓発研修を2回開催し、講師に工夫を凝らして参加者を増やした（教職員109人、市職員延べ114人）ことを評価する。

《重点課題2-(3)「女性人材の育成」》

・女性人材育成講座等の修了生に対し、人材リストへの登録を要請し、11名の登録者を得たこと、将来を見据えた取り組みとして女性職員に対して勉強会や市長・副市長との懇談会を開催し、延べ36人が参加したことは、女性職員の交流とネットワーク化にもつながり評価する。

《重点課題3-(1)「男女共同参画による地域活性化の推進」》

・東日本大震災以降の人口の減少や高齢化などで地域社会の活性化には大きな課題があるなか、PTA会長の女性割合は着実に増加（57人中10人）、自治会等の役員に占める女性の割合も前年度を上回り、女性が地域社会に参画することで地域の活性化につながった。今後の一層の取り組みへの教育的評価も含め、「推進した」と評価する。

《重点課題4-(1)「働く場における男女共同参画の環境整備」》

・働く場における男女共同参画の推進のための現状を把握することを目的として、保育所を利用している保護者を対象にアンケート調査を実施したことを評価する。ただし、調査結果を施策に生かすためには質問項目や方法について検討を要する。

(2) 中期最重点課題1「復興施策における緊急対応事項」取組成果 ⇒『妥当』

中期最重点課題2「将来を見据えた男女共同参画の取り組み」取組成果 ⇒『課題が残る』



①施策の方向（5項目）に対する評価

推進したと評価する項目・・・・・・・・2項目

現状と評価する項目・・・・・・・・3項目

後退したと評価するもの・・・・・・・・無

②推進したと評価する項目（2項目）

《施策の方向1-(1)「震災復興に関するあらゆるレベルの審議の場への女性の参画推進」》

- ・任期の切り替え時期への働きかけを前年度より強化し、女性人材リストを活用して推薦している。防災会議60人中4人、石巻市学校防災推進会議22人中4人など、推進の取り組みを評価する。

《施策の方向1-(2)「長期にわたる応急仮設住宅生活者に対する生活支援における、男女共同参画の視点強化」》

- ・地域福祉コーディネーターを平成25年度配置したが、26年度はさらにエリア主任配置事業を実施し、定期的に会合をもち情報の共有と話し合いがなされた。この結果、保健師がDVの実態について把握できたケースがあるなど、きめ細やかな対応につながる点で評価する。

③課題とする項目

《中期最重点課題2「将来を見据えた男女共同参画の取り組み」》

- ・虐待防止のための啓発パンフを発行したのは評価できるが、子どもが実際に活用するには内容や配付方法に工夫が必要ではないか、実効性ある虐待防止の連携システムが必要ではないかなど、実効性ある取り組みにするには3項目ともなお課題が残ることから、引き続き努力が必要である。

(3) 取組実績に対する総括的評価 ⇒『現状維持』

2 平成26年度取組実績・成果に対する審議会意見

東日本大震災から3年が経過したなかでの平成26年度の取り組みは、総括的には現状維持と評価した。しかし、震災後の復興と新たな困難に直面するなかで現状を維持するのは並大抵ではなく、多大な努力の結果だと考える。とは言え、県内第2の都市であり、甚大な震災・津波被害のあった石巻市で男女共同参画が進むことは、東北の男女共同参画社会形成に与える影響だけでなく、我が国全体に与える影響も大きいこと、石巻市の人口は15万人を割り込み、少子高齢化も進行している（高齢化率29.5%）など、解決しなければならない重要な課題を抱えていることなど市の置かれている状況からすれば、なお、一層かつ迅速な更なる取り組みが必要だと考える。

3 今後について

8月28日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立した。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなる。

特定事業者である地方公共団体も例外ではない。さらに地方公共団体には、一般事業主に対する指導その他の取り組みが求められている。

また、同法の制定に則った国の第4次男女共同参画基本計画も年内に策定される予定である。石巻市は率先してこれらに取り組み、一層の男女共同参画社会の形成に取り組むよう期待する。それが石巻市の震災復興と活性化に大きく貢献するものと本審議会は確信する。

以上